

平成28年瑞穂町教育委員会第9回定例会 会議録

平成28年9月23日瑞穂町教育委員会第9回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 森田 義男 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 滝澤 福一 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課指導担当主幹 山縣 弘典 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第24号 瑞穂町社会教育委員の委嘱について

日程第4 報告事項1 瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

- 日程第5 報告事項2 瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について
日程第6 報告事項3 平成28年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について
日程第7 報告事項4 平成28年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について

開会 午前9時00分

滝澤委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成28年瑞穂町教育委員会第9回定例会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年瑞穂町教育委員会第9回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

滝澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番、関谷委員を指名いたします。

滝澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。
はじめに教育長より報告をお願いします。

教育長 業務報告につきましては、別紙資料に記載のとおりです。

滝澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

滝澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了します。

滝澤委員長 日程第3、議案第24号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について、提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 「瑞穂町社会教育委員の委嘱について」提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町社会教育委員の中野裕司氏と村上豊子氏が平成28年9月30日退任となるため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、次の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、志村武保、町田恵子、住所及び生年月日は記載のとおりです。

なお、任期は平成28年10月1日より平成29年3月31日までです。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。

何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 どのような活動をされてきた方なのか、わかりましたら、ご説明をお願いします。

福井部長 志村氏は、埼玉県で校長先生をされておりました。現在退職はされましたが、嘱託員として従事しているとのこと。町田氏は、現在吹奏楽の社会教育団体で活動されています。

滝澤委員長 何かご質問はございませんでしょうか。

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので討論を省略いたします。それでは、お諮りします。議案第24号を原案どおり決定することに、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、議案第24号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 日程第4、報告事項1、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 国の幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等の改正により、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正し、告示しましたので、報告します。詳細につきましては、教育課長に説明させます。

教育課長 説明いたします。

この制度は、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し、予算の範囲内で交付することにより、保護者の負担の軽減を図るものです。今回、国の幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等の改正に連動し、町要綱を改正するものです。

改正の内容は、3つの内容となります。恐れ入りますが、新旧対照表1ページをご覧ください。

まず1点目ですが、同一世帯から2人以上幼稚園に就園している場合の補助金の額について、決定方法を変更します。新旧対照表右側、旧の欄の第5条第2項で、前項の規定にかかわらず、町長は幼児の属する世帯に小学校第1学年から第3学年までに在籍する兄又は姉を有するときは、6ページ別表第2に定める額の範囲内において補助金の額を決定するようになっておりましたが、新旧対照表1ページにおもどりください。左側新の欄第5条第2項でただし書きを追加し、所得割課税額が77,100円以下の世帯においては、その年齢制限に上限を設けないものとなりました。

具体的には、改正前では、世帯の中で、小学校4年生以上の兄・姉は、兄姉の数に含まれませんでした。改正後は、小学校4年生以上であっても、兄姉の数に含め、当該幼児が、何番目の子どもになるかを判断し、補助金額を決定します。なお、所得割課税額が77,101円以上の世帯においては、従前のままととなります。

2点目ですが、所得等による認定区分の中に、ひとり親世帯等の区分を設けました。新旧対照表1ページ、第5条第3項で保護者又は保護者と同一世帯に属する者が、次の1号から2ページの8号に掲げる者に該当するときは、その者の属する世帯をひとり親世帯等とし、別表に定める額の範囲以内において補助金の額を決定するものとなりました。

新旧対照表3ページをご覧ください。

補助限度額は、別表第1左側新表の区分2第1子から第3子以降共通で308,000円とし、4ページ区分3については、第1子は217,000円、第2子から第3子以降は308,000円とするものです。

なお、所得割課税額が77,101円以上の世帯においては、従前のままとなります。

3点目ですが、認定区分で所得割課税額に扶養親族の数を加味していた方法から所得額の合計額で判定する方法に変更します。新旧対照表4ページをご覧ください。右側旧表の区分3及び区分4の所得割課税額の一定額に(1)16歳未満の扶養親族の数(2)16歳以上19歳未満の扶養親族の数に一定額をかけたものを加味していましたが、左側新表の区分3及び区分4ではそれぞれ扶養親族の数にかかわらず、所得割課税額が77,100円以下となる世帯、所得割課税額が211,200円以下となる世帯とします。

附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行し、改正後瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用するものです。以上、説明といたします。

滝澤委員長

以上で説明が終わりました。

何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員

今までは4年生以上の子どもは人数に入れずに対応してきたということで、説明にあった4年生以上を含むとなれば、16歳以下の子どもがいる世帯について、中高生も含むということになるのでしょうか。子どもが多いと家庭にかかる負担も大きくなるのではと思いますので、ご説明をお願いします。

もう1点、新旧対照表の7ページになります。今までは所得課税額と16歳以上の扶養親族の数で多少加味されていたものが、新たなものは所得課税のみで行われるということで、子どもの多い世帯は、新制度になりかえってマイナスになってしまうのではとの懸念もあります。都の制度が変わり町も足並みを揃えることになったのか、そのあたりの説明をお願いします。

教育課長

1点目について、今回の改正で小学4年生以上のお子さんにも数に含まれることとなります。小学生のみならず、中学生高校生も含まれることになり、範囲が広がったこととなります。

次に2点目について、委員ご指摘のとおり、計算してみますと人数が多いほど、改正前の要綱の方が認定範囲が広がる傾向にあります。ただし、昨今の少子化の影響もあろうかと思えます。従前の要綱でいきますと、子どもが1人や2人の場合は認定件数が低く抑えられる傾向にありました。所得割だけですと子ども2人までであれば、認定範囲は広がるとみられています。少子化の情勢を鑑み国が改正し町も改正を行うことになりました。

森田委員 2項、3項が今回改正されますけれども、対象範囲が変化することはわかりました。もし分かれば、対象者がどのくらい増えるのかの試算がありましたら、教えてください。2点目は、今回の改正には入っていないのですが、1項の生活保護者について、今年度の対象者はどのような推移をしているのでしょうか。

教育課長 現時点で各幼稚園に在籍しているお子さんを対象に試算してみたところ、約46名の方が対象になります。

森田委員 1項の生活保護者世帯などについて、昨年度と今年度の認定件数の変化はあったのでしょうか。

教育課長 1項に該当する件数等の手持ち資料はございません。

関谷委員 町内にある私立幼稚園に通う世帯が該当になると思うのですが、いわゆる認定こども園はこれに該当するのか、また、今後どのような広がりを見せるのかがわかったら教えてください。

教育課長 今回の要綱に該当しますのは、新制度に移行しない私立幼稚園に在籍する幼児が対象範囲となっていますので、今のところ認定こども園等は該当しません。また、今後国の動向をみながら、遅滞なきよう改正等を行っていきたいと考えています。

滝澤委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項1を承認いたします。

滝澤委員長 日程第5、報告事項2、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 国の幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等の改正により、東京都の私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正し、告示しましたので、報告します。詳細につきましては、教育課長に説明させます。

教育課長 説明いたします。今回の改正は報告事項1でご説明した、国の幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等の改正に連動する東京都の制度改正に伴い、町の要綱を改正するものです。

改正内容は、報告事項1と同様に3つの内容となります。

恐れ入りますが、新旧対照表1ページをご覧ください。

まず1点目ですが、所得等による認定区分の中に、ひとり親世帯等の区分を設けました。第2条第10項で保護者又は保護者と同一世帯に属する者が、次のアから2ページのクに掲げる者に該当するときは、その者の属する世帯をひとり親世帯等とし、別表に定める額の範囲以内において補助金の額を決定するものとししました。新旧対照表3ページをご覧ください。補助基準額は、別表第2左側新表の区分1の中に区分2に該当するひとり親世帯等を含めました。補助単価は第1子が、月額9,700円、第2子以降は、月額10,700円です。

なお、所得割課税額が77,101円以上の世帯においては、従前のままとなります。

次に2点目ですが、報告事項1と同様に認定区分で所得割課税額に扶養親族の数を加味していた方法から、所得額の合計額で判定する方法に変更します。新旧対照表4ページをご覧ください。右側旧表の区分2から、4ページ区分5の所得割課税額の一定額に(1)16歳未満の扶養親族の数(2)16歳以上19歳未満の扶養親族の数に一定額をかけたものを加味していましたが、左側新表の区分2から区分5では、それぞれ、扶養親族の数にかかわらず、所得割課税額を定め、判定します。

3点目は、報告事項1と同様に、同一世帯から2人以上幼稚園に就園している場合の補助金の額について、決定方法を変更します。新旧対照表5ページをご覧ください。左側新表のウに記載しています、区分1及び区分2

の世帯が対象で、所得割課税額が77,100円以下の世帯においては、その年齢制限に上限を設けないものとなりました。

なお、所得割課税額が77,101円以上の世帯においては、従前のままとなります。附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行し、改正後瑞穂町私立幼稚園等保護者負担軽減補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用するものです。以上で、説明いたします。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項2を承認いたします。

滝澤委員長 日程第6、報告事項3、平成28年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 瑞穂町文化賞表彰要綱に基づき、審査会より提出された意見書を尊重し、次のものを被表彰者と決定しましたので、報告するものです。文化賞2件です。種目、氏名の順に読み上げます。民謡、菅原みどり、ピアノ、山田梨菜。詳細につきましては、社会教育課長に説明させます。

社会教育課長 詳細について説明いたします。瑞穂町文化賞 表彰要綱に基づき、平成28年9月8日（木）午後7時から表彰審査会を開催しました。文化連盟の服部会長が審査会会長となり議事を進めていただきました。

今回の文化賞申請受理件数は個人2件で2件とも該当となりました。文化奨励賞の申請はありませんでした。今回該当となった被表彰者及び被表彰団体は、先ほど教育長から説明のあったとおりです。審査会の意見といたしまして、文化賞の1人目菅原みどりさんは、都知事から優勝の表彰を受けており、全員一致で受賞との意見です。2人目のピアノ、山田梨菜さんは、耕心館ジュニアピアノコンテストCの部という、一番大きい生徒、中学生の部で優勝しました。この耕心館ジュニアピアノコンテストCの部は非常にレベルが高く、瑞穂町の生徒では、初めて優勝ということで受賞に十分値するとして、表彰要綱第3条第1項第2号の表彰基準により、全員一致で受賞との意見です。この意見を、9月9日（金）に教育長に報告し、審査委員会での該当者を被表彰者として決

定することになりましたので、報告いたしました。

なお、表彰につきましては、10月29日（土）に開催予定の総合文化祭開会式で実施する予定です。

以上、平成28年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者についての報告とさせていただきます。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 若干人数が少ないように感じたのですが、応募者や推薦者が適正であったのでしょうか。瑞穂中学校の吹奏楽部が東日本大会出場した件については、いかがだったのでしょうか。

社会教育課長 文化賞については例年申請件数が少ない現状にあります。今回から表彰の基準を見直し、大臣表彰以上から都道府県知事賞以上としました。申請しやすい環境をつくりましたが、少ない件数にとどまっています。なお、先ほどの瑞穂中学校ですが、ここ数年受賞されています。要綱内で、メンバーが半分以上入れ替わらないと表彰対象にならない条項もあります。それをみて申請に至らなかったとも推測されます。

滝澤委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項3を承認いたします。

滝澤委員長 日程第6、報告事項4、平成28年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 瑞穂町スポーツ賞表彰要綱に基づき、審査会より提出された意見書を尊重し、次のものを被表彰者と決定しましたので、報告するものです。はじめに、優秀賞5件です。種目、氏名及び団体名の順で読み上げます。サッカー、横山 航太、空手道、半田 翔太、軟式野球、堤 直弥、弓道、山口 寛、軟式野球、株式会社IHI瑞穂工場。

次に奨励賞5件です。硬式野球、石井 陽人、硬式野球、石井 拓夢、硬式野球、酒井 太嗣、少林寺拳法、下川 福太郎、少林寺拳法、田中 陽介。次に指導者賞1件です。硬式野球、比留間 正美。

詳細につきましては、社会教育課長に説明させます。

社会教育課長 詳細について説明いたします。瑞穂町スポーツ賞 表彰要綱に基づき、平成28年9月8日（木）午後7時30分から表彰審査会を開催しました。体育協会の島崎会長が審査会会長となり議事を進めていただきました。

今回のスポーツ優秀賞申請受理件数は個人5件、団体1件の合計6件で5件が該当となりました。スポーツ奨励賞の申請受理件数は個人5件、団体0件の計5件で5件とも該当となりました。指導者賞については、1件の申請があり該当となりました。今回該当となった被表彰者は、先ほど教育長から説明のあったとおりです。審査会の意見といたしまして、1件の非該当については、出場選手登録がないことから非該当となりました。その他、申請のあった全ての案件において、申し分のない成績であり優秀賞、奨励賞、指導者賞ともに全員一致で受賞との意見です。この意見を、9月9日（金）に教育長に報告し、審査委員会での該当者を被表彰者として決定することになりましたので、報告いたしました。

なお、表彰につきましては、10月9日（日）に開催予定の町民体育祭で実施する予定です。以上、平成28年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者についての報告とさせていただきます。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

関谷委員 文化賞と同じですが、該当者の中に、満15歳以上（中等部に在籍するものを除く）とあります。この意味を教えてください。

社会教育課長 中学校3年生で15歳に達しているお子さんもいらっしゃいますので、15歳であっても中学生であれば、優秀賞に該当せずに、奨励賞に該当するという意味合いとなっています。

森田委員 中身については賛成ですけれども、要綱を見ますとスポーツ指導者の賞については、ハードルが高いように思われます。地道に熱心に指導をしている方が町内にたくさんいます。そういった方達は、この要綱では救えないわけです。要綱改正を含め検討していただき、救っていただければと思います。

鳥海教育長 スポーツ賞表彰と文化賞表彰につきましては、表彰規定等について社会教育委員の会議に内容を見直していただきたいと諮問をしておりました。その中で、一部改正があったことは、先ほど担当課長から説明があったとおりです。指導者の適用範囲について検討はされましたが、改正までには至らなかったということになります。た

だ、教育委員の方からの要望という形をいただきましたので、もう一度検討していただくようお願いしていきたく
と思います。

滝澤委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項4を承認いたします。

滝澤委員長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

滝澤委員長 ここで、9月30日をもって、退任される、森田委員および戸田委員より一言ごあいさつをお願いいたします。

(森田委員 あいさつ)

(戸田委員 あいさつ)

これにて平成28年瑞穂町教育委員会第9回定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午前9時51分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員